

令和2年度（2020年度）第3回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2020年6月30日（火）午後1時30分開会

場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

## 1. 開 会

○事務局（武田課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、現在、9名の委員の方のご出席を頂いており、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（武田課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境局長の山田よりご挨拶を申し上げます。

○山田環境局長 環境局長の山田と申します。

今年度、委員の皆様が直接集まって開催する最初の会議となりましたので、開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席を頂き、誠にありがとうございます。

また、日頃から本道の環境アセス制度の推進にご理解とご支援を頂いておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

初めに、3月をもって退任されました隅田委員の後任についてご報告を申し上げます。

植物の分野ということで、隅田委員からのご推薦を頂き、北海道大学大学院農学研究院の澁谷正人教授を4月15日で任命させていただきました。

澁谷委員には、快くお引き受け頂きましたことに感謝を申し上げる次第でございます。

森林生態学がご専門と伺っておりますが、今後、ご専門の見地からご意見をよろしくお願いいたします。

さて、本日は今年度3回目の会議となりますが、この間、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症に対し、全国的に様々な感染拡大防止措置が取られております中、当審議会におきましても、今年度、1回目、2回目の会議を書面により開催させていただきました。

審議案件も非常に多く、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしました。たくさんのご意見を頂きましたこと、また、書面会議終了後には、3件の案件についてご答申を頂きました。あわせてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も長期的な対応が必要になると考えられているところではありますが、当審議会の運営に関しましても、しっかりと感染拡大防止の観点を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、審議案件の状況でございますが、引き続き、風力発電に係る審議が中心となっており、本日も3件の風力発電の審議が予定されております。昨年4月の再エネ海域利用

法の施行や、本日の議事にもなっておりますが、本年4月から太陽光発電事業が法の対象となっているなど、再生可能エネルギーの導入促進に関連した新たな動きも次々として出てきている状況でございます。

今後も大規模な風力発電事業や太陽光発電事業などのアセス案件が出てくるものと想定されており、委員の皆様には、引き続き、多大なご負担をおかけすることになるものと存じますが、環境影響評価制度の適切な運用につきまして、引き続き、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎連絡事項

○事務局（武田課長補佐） 進行は、私、武田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、今年度の第1回、第2回の審議会を書面により開催させていただいたところですが、緊急事態措置の解除に伴い、札幌の会場にお集まりいただき、今年度初めての審議会を開催させていただきました。

当審議会は今後も審議案件が予定されていることから、当面の間、感染拡大防止のため、事務局からの説明の一部省略など、できるだけ開催時間を短縮して実施するとともに、一般傍聴者の方々については、定員の削減、風邪のような症状がある方の入場をご遠慮いただくこと、会場への入場の際の手洗いやアルコール等での消毒の徹底、マスクの着用などの制限などをお願いし、通常どおり開催してまいりたいと考えております。

なお、今後の状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点から、さらに開催方法を変更することもあり得ますので、ご了承願います。

次に、先ほどの局長の挨拶にもございましたとおり、隅田委員の後任として、4月から委員にご就任いただいております澁谷委員をご紹介します。

澁谷委員、一言、お願いします。

○澁谷委員 新任の澁谷でございます。

本来ですと、皆様一人一人にご挨拶を申し上げるところですが、余り近づけないということで、ここでご挨拶に代えさせていただきます。

これからいろいろ勉強していきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、4月1日の異動で新たに事務局職員となった4名を紹介させていただきます。

まず、塚本主査です。

秋山技師です。

小林主事です。

五十嵐主事です。

○事務局（武田課長補佐） 以上の4名が加わりましたので、よろしくお願いたします。

なお、山田局長は、業務の都合のため、ここで退席させていただきます。

〔山田環境局長退席〕

○事務局（武田課長補佐） それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と1-2、資料2-1から2-4、資料3-1から3-3、資料4-1から4-6となっております。

以上、配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、4件です。

議事（1）は、1回目の審議となる（仮称）苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事（2）は、2回目の審議となる（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書についてです。事務局から、事業概要の説明、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、40分程度を予定しています。

議事（3）は、3回目の審議となる（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局から、主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しています。

最後に、議事（4）は、北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明と皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○山下会長 議事に入る前に、まず、新型コロナウイルス感染症対応としまして、4月21日付で当審議会の開催方法について書面により会議を開催することができるよう決定したところですが、今後も新型コロナウイルス感染症の終息が完全には見通せない状況にあること、また、事務局においてオンライン会議に必要な機材等が整備されたことなどを踏まえまして、当面の間、新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、審議会の開催方法について、オンライン会議により開催できること、また、オンラインにより参加した委員を出席と扱うことにしたいと考えております。

このことについて、北海道環境影響評価条例第61条及び北海道環境影響評価審議会運

営要綱第12条の規定に基づき、会長である私から審議会にお諮りします。

ご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山下会長 それでは、異議がないものと認め、これを決定します。

それでは、本日、オンラインで参加されています押田委員、白木委員、三谷委員を出席とします。

事務局から改めて出席者の報告をお願いします。

○事務局(武田課長補佐) 本日は、委員総数15名中、オンラインの方を含め、13名の委員のご出席を頂いており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

○山下会長 次に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、秋元委員と奈良委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日1回目の審議となります(仮称) 苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○秋山技師 改めまして、事務局の秋山です。よろしくお願いします。

まず、事業概要の説明に使用する資料は、配慮書の図書、資料1-1、資料1-2となります。

本配慮書につきましては、5月25日付で受理し、本審議会には、5月26日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は、事業者から8月13日までを期限と求められております。

縦覧期間は5月26日から6月26日まで、一般意見の募集も6月26日までとなっております。

まず、図書を用いて、配慮書の内容についてご説明いたします。

表紙にありますとおり、事業者は、大阪市にありますDaigasガスアンドパワーソリューション株式会社です。

3ページを御覧ください。

2.2.3にありますように、事業規模は、総出力が最大3万8,000キロワット、単機出力3,400キロワットから4,300キロワットの発電機、10基程度の設置計画です。

続きまして、次の4ページを御覧ください。

事業実施想定区域につきましては、厚真町及び苫小牧市の沿岸部、赤色の枠で示された区域となります。その枠内のオレンジ色につきましては、関連設備のために使用する可能

性はありますが、風車は設置しないエリアを示しております。

環境影響を受ける関係市町は、苫小牧市、厚真町、むかわ町となっております。

30ページを御覧ください。

風車の大型部品は、苫小牧東港から事業実施区域に至る既存道路を用いて輸送する計画です。この範囲内における既設および計画中的の他事業はございません。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物についてです。

74ページを御覧ください。

図3. 1-22は、環境省のEADASのセンシティブティマップを示しております。

事業実施想定区域は、重要種であるチュウヒ、サンカノゴイ、オジロワシ、タンチョウの分布情報により、注意喚起レベルA3とされております。

次に、植物についてです。

96ページを御覧ください。

図3. 1-26は、現存植生図における事業実施想定区域内の植生ですが、主に、牧草地やススキ群団、ヨシクラス、ハンノキ群落が分布しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてご説明いたします。

120ページを御覧ください。

重要な群落として、植生自然度10の塩沼地植生や植生自然度9のブナクラス域植生が事業実施想定区域内に分布しております。

また、隣の121ページを御覧ください。

事業実施想定区域の周囲には、重要野鳥生息地等が分布しております。

次に、主要な眺望点についてです。

125ページを御覧ください。

事業実施想定区域の周囲に浜厚真海浜公園、苫東柏原展望台が分布しており、地元住民が日常生活になれ親しんでいる場として、浜厚真地区などを選定しております。

127ページを御覧ください。

景観資源についてです。

事業実施想定区域及びその周囲には、湖沼の弁天沼、湿原の勇払、海成段丘の汐見段丘等が分布しております。

142ページを御覧ください。

142ページからは、土地利用規制区域を示しております。

事業実施想定区域及びその周囲、特に東側に農業地域が分布しております。

ページをめくっていただいて、144ページを御覧ください。

区域及びその周囲、特に西側には工業専用地域が分布しております。

次に、155ページを御覧ください。

配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の概況を示しております。風車の設置可能性のあ

る区域からの最寄りのものとして、約500メートルのところに住宅、2.6キロメートルのところにこども園、3キロメートルのところに小学校が位置しております。

211ページを御覧ください。

計画段階での配慮事項の選定を行っておりますが、工事の実施による影響については、現時点では工事計画が未定であるため、工事による影響の把握が困難であることから、土地または工作物の存在及び供用の項目についてのみ選定しております。

213ページ、214ページを御覧ください。

それぞれ選定した項目について、調査、予測及び評価の手法について環境要素の区分ごとにまとめてあります。

304ページを御覧ください。

総合的な評価として評価結果のまとめがございます。

環境要素の騒音及び超低周波音、風車の影については、配慮が特に必要な施設等から500メートルの範囲内には風車を設置しないこととしており、また、動物や植物については、事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、風力発電機の設置対象外を設定することにより、重要な影響が実行可能な範囲内のできる限り回避、低減されていると評価しております。

また、今後、方法書以降の手続において留意する事項がまとめてあり、それらを検討することにより、さらに影響の回避または低減できるよう留意するものとなっております。

続きまして、事務局から配慮書について1次質問を行い、回答を頂いておりますので、資料1-1を用いまして、特に重要だと思われる幾つかの質問を紹介いたします。

1ページ目の質問2-6を御覧ください。

本文中で、現時点では住宅等から500メートルの範囲は風車設置範囲から除外するとあるため、今後、風車が設置される可能性をお聞きしました。これに対して、事業者からは、500メートル以内に設置する計画ではなく、今後も設置しない方向で検討することです。

続きまして、7ページ目の4-15を御覧ください。

これに合わせて、図書の該当ページは260ページになります。

専門家等へのヒアリング結果についてです。

ヒアリングに指摘される種以外にも、繁殖や営巣の可能性や指摘がある希少種について、さらなる情報収集やヒアリングをした上で、配慮書の予測、評価に反映させるべきではないかとお聞きしております。これに対して、事業者からは、文献やその他の資料、ヒアリングにより、それらの種の概要を把握できており、それぞれの種については、配慮事項として、今後の現地調査で確認された際には、適切に影響を予測、評価することです。

また、関連質問として、同じページの質問4-18を御覧ください。

ヒアリングにて指摘された種について、配慮書の段階で具体的な予測、評価がない点を指摘いたしました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では、直接改変によって生

じる可能性がある影響といった観点から予測、評価を行ったこと、具体的な予測、評価には今後の現地調査が必要不可欠であり、その際に専門家の意見を反映させながら、適切に予測及び評価に努めるとのことです。

今のご説明に関連して、実際に希少種の存在が示唆されている中で、追加のヒアリングや情報収集を行った上で、それらを配慮書に反映させなくてよいのか、改めて事業者の見解を伺おうと考えております。

9 ページ目の質問 4 - 30 を御覧ください。

図書の該当ページは 285 ページになります。

環境要素の生態系の評価への質問ですが、植物や動物においても同様の評価をしていることから、同様の質問を行っております。

評価について想定区域を絞り込んだ結果、植生自然度の高い環境が高い割合で含まれるようになり、むしろ重大な環境影響の懸念が高まっていないかとお聞きしました。これに対して、事業者からは、保安林や自然度の高い植生については、確かに事業実施想定区域に含まれますが、風車発電機を設置しない区域を設定することにより、改変の可能性がある面積は減少できている、また、現地調査の結果を踏まえ、区域からの除外や改変面積の最小限化を行い、影響の回避、低減に努めるとのことです。

本事業の 1 次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、今後の予定ですが、2 次質問につきましては、委員の皆様には後ほど電子メールにて依頼させていただきたいと考えております。

期限が大変短く、申し訳ありませんが、7 月 7 日火曜日までにご質問やご意見を頂きたく、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○露崎委員

先ほどおっしゃったかどうか記憶にないのですが、30 日までこの業者の意見書を募集している過程で、日本生態学会北海道地区会がそれまでの研究をまとめて意見書を提出していると思います。その中で、複数の論文を引用しながら、チュウヒのつがいがあることが明らかになっていますので、これから確認するのではなく、もういるという前提でやってほしいと思います。

また、複数の専門家、あるいは、学会、団体等々から来ている意見書の内容でそのような指摘がありましたら、できれば資料として出していただき、委員で共有を図りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

図書にない情報などがその中にあることも想定されるので、どのような情報を得ている

のか、それに対してどのように対応する考えなのかを確認し、意見書の提出が可能かどうか2次質問で事業者を確認していきたいと思います。

○白木委員 オンライン参加者は、今のように挙手によって意見を言うという形でもよろしいですか。それとも声を出したほうがいいのですか。

○事務局（武田課長補佐） 画面で確認しておりますので、大丈夫です。

○白木委員 分かりました。

今のご質問と関係するのですが、資料1-1の6ページの4-14は、地域の団体や有識者などへの聞き取り結果について事業者に聞いているもので、その中で、例えば、チュウヒは生息している、あるいは、タンチョウに関しては、行動圏、営巣状況、発信機による追跡調査等の細かいデータは既に持っているということが書かれています。これは配慮書が出る前に実施されているということだと思のですが、それであるにもかかわらず、次のページの先ほどのご説明にあった4-15を見ると、チュウヒもタンチョウも生息している可能性があることは把握できていますという回答になっていますよね。ただ、この時点では、前の4-14にあるような地元の自然保護団体等の説明で、生息していること自体は把握されていたのではないかなというふうに読めるのですが、そうであれば、本来は配慮書に反映させるべきなのではないかなと思います。

また、現地調査を行ってからと書かれています、例えば、タンチョウについては、かなり細かい解析のデータ等も提供されているということなので、本来は、解析とまではいなくても、配慮書の中でそれに関して何らかの見解を示すべきではないかと思います。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

白木委員、これについて事業者に対して質問するということですか。それとも、ここで事業者がどういう考えなのか確認したいということでしょうか。

○白木委員 要するに、生息しているという情報を得ているにもかかわらず、回答の中では、生息している可能性があることは把握できているので、今後の現地調査でやっていると述べていますよね。ただ、実際に生息しているという情報はもう持っているはずなので、可能性ではないと思いますし、それに対する影響評価もできたのではないかと思うのです。

既に生息しているという情報があり、もう少し細かいデータをもっているにもかかわらず、配慮書の中では、そういったことを全て書かずに可能性として回答されて、それについては今後やっていきますという書き方なので、どうして配慮書の中にそれが反映されていないのか、あるいは、ここの段階でもまだ可能性という言葉を使っているのはどうしてなのかについて質問したいと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

我々事務局も地元への聞き取り調査などでどのような情報を得たのかを1次質問で質問しているのですが、先ほどの露崎委員のどのような詳細な情報を得ているのか、それに対して、配慮書段階ではどのような考えで臨むのかと併せて、白木委員のご指摘にあった、今回、なぜそれを反映できなかったのかについて、2次質問でさらに確認したいと思いま

す。

○白木委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○玉田委員 チュウヒに関して、いることはもう自明であるのですが、この図書を見る限り、配慮書と言いながら、どういうふうに配慮するのかという事項が不十分というのは、露崎委員と白木委員が指摘されているとおりでと思います。

305ページに評価結果も書かれていますが、右上に方法書以降の手続に関する云々とあります。例えば、チュウヒ、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」に準拠してと書かれていますが、実は、この「猛禽類保護の進め方」の中にチュウヒは載っていません。オオタカやハイタカなどの猛禽類は一般的なことが書かれていますが、チュウヒに関しても、もうちょっと書かれているものを参考にしていけないと、チュウヒに対しての配慮がないと思います。

配慮と言っても、要するに、風車が稼働してぶつかってしまうというバードストライクの問題と、建てることによる工事の影響、それから、工作物ができることによって、事業実施想定区域内には巣がなかったとしても、その周辺に生息しているものが営巣をやめてしまうということも考えられます。その辺も含めて、どういうふうに配慮するかということをもうちょっとここで踏み込んで書いていかなければ、配慮書の意味がないと率直に感じました。これからその辺を質問の中に組み入れていく必要があると思います。

具体的に言えば、多分、専門家の意見を聞いてもらうというようなことしか引き出せないと思うのですけれども、そういうことも大事だと思います。

チュウヒに関しては、それが1点です。

○事務局（武田課長補佐） 質問の趣旨は了解しましたので、2次質問で事業者に聞いてみたいと思います。

また、チュウヒの営巣などは、先ほどの露崎委員からの指摘にあったように、既往文献がいろいろあると思いますので、もし玉田委員からこういう文献を参照すべきというのであれば、事業者に伝えたいと思います。

○玉田委員 「猛禽類保護の進め方」だけではなく、「北海道の猛禽」にはチュウヒが入っていますので、万全とは言えませんが、それを参照していただければ、知見としてはもう少し網羅できるかなと思います。

チュウヒはそのぐらにして、サンカノゴイがやっぱり気になっています。聞き慣れない鳥なので、皆さんご存じないと思いますが、生息情報自体が非常に少なく、今、絶滅危惧IB類になっています。保護がとても大事なものだけれども、情報がないので、なかなか手が出せないという種です。

前々からそれが勇払原野にはいるだろうという情報がある。センシティブティマップの中でもサンカノゴイということがうたわれているにもかかわらず、それに対しての配慮事項が全然出てきていません。

また、資料1-1の事務局とのQ&Aの中でも、6ページの4-14の中でセンシティブ

ビティマップのことについて質問していただいて、タンチョウ、ワシ類、ガン類、チュウヒ、ウミスズメに関してはいろいろ出てきていますが、サンカノゴイについて全然触れられていないので、事業者としても、ここにいるのだ、配慮が必要なのだということ認識してもらいたいというのが一つです。

それから、調査方法については、多分、方法書の次の準備書段階にならないと詳しいことは分からないと思いますが、普通の鳥のセンサスをやってもなかなか見られるものではないと思います。ただ、夜間に声を出しますから、最近、ICレコーダーを使った自動録音など、新しい技術もありますし、そういうものを駆使していけば、生息情報もある程度把握できるだろうと思います。

まだ配慮書なので、調査方法まで踏み込む段階ではないのですが、サンカノゴイはマークしなければいけないものだとすることを事業者認識させてください。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

では、サンカノゴイにも十分注意して、今後の調査、予測及び評価を行うことについて、事業者を確認していきたいと思います。

○白木委員 動物に関して、特に、鳥やコウモリ類に対する影響に関する配慮書上の評価については、例えば、261ページの評価結果を見ても、305ページの総合的な評価の動物の項目を見ても、KBAとIBAの2か所を除外したことで、重大な影響は回避、低減されているという評価になっており、それだけかというふうに思いました。

これで評価しているのであれば、少なくとも、このIBAとKBAにはどういったものがどのぐらい生息していて、そこにこれを建てないから影響が回避されているというような根拠となるプロセスも盛り込んだ上で、こういった評価につなげるべきだと思うのです。それについてどこにも書いていないようでしたので、事業者の方をお願いしていただけないでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

Q&Aの4-17では、IBAとKBAを単に除外するだけでなく、ガン類やハクチョウ類など広い範囲で採餌することが知られているので、影響が考えられるのではないのでしょうかという質問も加えているところなので、これに加えて、KBAとIBAに及ぼす影響をそれぞれの重要な構成種ごとに評価するように確認していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○白木委員 ちょっと違うかもしれません。

4-17に書いてあることはごもっともで、本来、その生物というのは、別にIBAとKBAだけで生きているわけではなく、建設予定地はもちろん、周辺のいろんな環境も含めて評価しないといけないのですが、それに関しては、この後、事業者が生息地そのものに焦点を当ててやっていくということなので、例えば、このKBAとIBAを除けば、影響が回避、低減できるという根拠を示してほしいということを私はお願いしたのです。

つまり、今、IBAとKBAに何がどのぐらい住んでいるということをきちんと踏まえ

て、実際にこれだけの影響が回避、低減できるという根拠をきちんと示すべきだということを行っているので、それとはちょっと違うことなのかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 趣旨は分かりました。

現時点では調査していない段階なので、限界はありますが、先ほどから議論に出ていますように、この地域では、ウトナイ湖サンクチュアリ等を中心とした調査をはじめ、いろいろなものがあるはずなので、それも踏まえて、どのように考えているのか確認していきたいと思います。

○白木委員 よろしくお願ひします。

○玉田委員 度々すみません。

サンカノゴイのことは言いましたが、もう一つ、ここはアカモズがかなりいるはずで、北大の学生が随分調査されていると思います。

アカモズに関していうと、昔は全道にいましたが、数がかなり減って、絶滅危惧ⅠB類となっており、今は、石狩低地帯の中のいわゆる札幌界限とこの辺に少しいるというのがはっきり分かっています。この辺は割と調査が入っているところで、その調査結果もあるはずですし、多分、これは普通のセンサスでも出てくるものだと思います。

図書には、今のところ、文献としての生息情報は出ていますが、配慮については全然触れられていないので、どう配慮していくのかというのを言葉として引き出してください。

○事務局（武田課長補佐） 了解いたしました。

○押田委員 ピンポイントみたいな質問で恐縮ですが、タンチョウについて、以前、僕が別の方から伺った情報では、2011年か2012年くらいから1つがいがこのエリアの付近に定着していて、何年か前に今回のエリアの中に一度繁殖したということでした。資料1-1の事業者回答の4-16には、タンチョウに限定した配慮等は現時点では検討しておりませんと書かれてしまっているのですが、もうちょっと気をつけていただいてもいいかなという気がしています。

僕自身はこの場所に詳しくなく、これ以上はなかなか申し上げにくいのですが、道央のほうに分散していく大事な場所なのかなという感じはしていました。

このところは、タンチョウに限定したというふうに書かなくてもいいので、タンチョウに配慮していただけるといいかなというお願いです。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

このエリアは、委員のご指摘のとおり、道央圏では貴重なタンチョウの繁殖地で、地元の団体が継続して調査されて、事業者も聞き取りを行っています。そういうのも踏まえ、この地域のタンチョウの重要性を鑑みて、どのような対応をするか改めて確認したいと思います。

なお、この話題を掘り下げると、繁殖地をピンポイントで指すことになってしまいますので、後の非公開の場をお願いいたします。

○三谷委員 質問です。

これはまだ配慮書段階だからだと思いますが、東側の細長いほうの事業実施想定区域については、かなりぎりぎりまで海岸線を通っています。上のほうは道路や日高本線が入っていますが、これは海のぎりぎりまで来るのかどうかとか、それによって海にどれぐらい影響があるのかも違ってくる気がするので、そのあたりは何か質問されていますか。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

まだ配慮書段階なので、風車の配置は具体的に決まっておりませんが、海への影響というのは今まで質問に出していなかったもので、例えば、海岸沿いに設置する可能性があるのか、その場合はどのような環境保全措置が考えられるのか、事業者を確認したいと思います。

○露崎委員 確認ですが、鳥の専門家の回答にチュウヒが全くないのはなぜなのだろうと思っています。これはヒアリングの内容を全部載せているわけではなく、抜粋なのですか。

○事務局（武田課長補佐） 事業者の考えでまとめているので、詳細なことまでは分かりかねます。

○露崎委員 次の2次質問で質問することは可能ですか。

○事務局（武田課長補佐） では、そのほかにどういう種の話題が出たかということを確認してみたいと思います。

○露崎委員 あわせて、最後の答申文には、必ず複数の専門家の意見を参考にとという一文を入れるということを2年くらい前に決めたと思いますが、あ那时的複数というのは、全部で複数ではなく、例えば、鳥の専門は複数人、動物の専門は複数人という形で、複数の専門家に聞くのが望ましいということで一致しているので、今回の場合はなぜ一人なのだというのも次で聞くことは当然可能ということですね。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○露崎委員 分かりました。

あそこは鳥をやっている人がいっぱいいるから、不十分だなというのがあるので、お聞きしました。

では、そういう形で考えていきますので、よろしくお願いします。

○事務局（武田課長補佐） 了解いたしました。

○奈良委員 155ページの施設からの距離についてです。

ごろんとした五角形の範囲の外側が設置対象以外で、これでいうと、一番東側のポイントから2.6キロメートル、3.0キロメートルになっているのですが、どうしてこの点から測っているのかというのが分からず、もっと最短距離で測るべきではないかと思って見ていました。

また、住宅から0.5キロメートルということですが、この厚真のまちの住宅は南に向いて大きな窓があるとすると、このラインに風車が並んだときに、全部の住宅から大なり小なり眺めるような格好になるのではないかと懸念します。

0.5キロメートルの距離がどんなイメージかというのと、一つ、27ページのブレード

の大きさを見ていただきたいのですが、今回の計画の場合に、最大の高さが145メートルから191メートルとなっているので、例として、一番低いところで回っているときは、札幌テレビ塔が147メートルで、それを大通西5丁目から眺めると500メートル離れたイメージになります。そのぐらいの大きさのものが、プラス40メートルの191メートルまでぐるぐる回るといふふうに考えると、住宅から500メートルの距離にこれが設置されるということの怖さを感じますので、この範囲の中でできるだけ住宅から遠いところに建つことを計画していただきたいというふうに望みます。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

まず、前半の質問のなぜ西側の事業実施想定区域の東の端からの距離なのかということについてです。

事業区域西側の北半分というのは、分かりづらいのですが、よく見ますと、北側の部分では中抜けになっていて、南側が風車の設置の可能性のある場所ということで、この東の端からの距離にしていると事務局では理解しているところです。

○奈良委員 では、上半分の台形の部分には建たないのですね。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○奈良委員 そんなふうに見えなかったもので、それなら分かりました。ありがとうございます。

○事務局（武田課長補佐） また、住宅からの距離や位置関係ですが、どのような調査を行って、どういうシミュレーションになったかというのは、準備書で明らかになっていくので、その際にまた改めてどのような影響の回避、低減が可能なのかということをご審議いただければと思います。

○山下会長 ほかにご質問やご意見はありませんでしょうか。

○三谷委員 先ほどの範囲の話なのですが、25ページの写真撮影の位置及び撮影方向を見ると、多分、想定区域の一番上の端っこの道路からしか撮っていません。この写真はちゃんと全部がカバーできるように撮らなくてもいいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 特に定めがあるわけではないのですが、事務局からの質問でも、これでは地域の環境がよく分からないので、植生が分かるような写真を載せてくださいと質問したところ、撮影時期や新型コロナ対応の関係で写真撮影が難しいということで、今回の資料の中では、衛星写真を拡大したもので代替しているところです。

次の段階では、植生が分かるような写真を求めていきたいと思っております。

○三谷委員 ありがとうございます。

○山下会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、議事（1）については終了いたします。

議事（2）に移ります。

本日2回目の審議となります（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画段階環境配慮書に

ついてです。

1回目については書面による審議でしたので、事務局からは、簡単な事業概要の説明の後、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（橋場係長） 事務局の橋場です。よろしくお願いします。

私からは、図書と資料2-1から2-4を使いまして、ご説明いたします。

本配慮書につきましては、今年の4月23日付で受理し、縦覧期間を4月24日から5月28日までとし、本審議会には4月24日付で諮問させていただいたところです。

なお、事業者からの知事意見の提出期限は7月22日となっております。

それでは、初めに、図書により事業概要の説明を行います。

まず、図書の1ページを御覧ください。

事業者は双日株式会社です。

次に、4ページをご覧ください。

発電所の出力は11万6,100キロワット、単機出力は4,300キロワット程度、最大27基の風力発電機を設置する計画となっております。

事業実施想定区域は、小樽市と余市町の境界に約1,443.9ヘクタール、関係市町村は小樽市と余市町となっております。

次に、16ページを御覧ください。

風力発電機の構造についてですが、ローター直径は約120メートルから130メートル、全高約150メートルとなっております。

次に、78ページを御覧ください。

動物の重要な生息地として、環境省のセンシティブティマップにおいて、事業実施想定区域の主に北側が注意喚起レベルA3のイヌワシ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの分布情報のあるエリア、また、区域の西端と南側がクマタカの分布情報のあるCエリアに該当しております。

次に、83ページを御覧ください。

現存植生図になります。

現存植生は、主に、西側に落葉針葉樹植林、東側に植生自然度9のエゾイタヤシナノキ群落が含まれているほか、一部、トドマツ植林が入ったエリアとなっております。

次に、121ページを御覧ください。

こちらは主要な景観資源を示しております。

事業実施想定区域には、景観資源のうち、於古発山が含まれています。

次に、124ページを御覧ください。

主要な眺望点についてです。

事業実施想定区域周辺には、塩谷丸山や小樽市が景観条例に基づき重要眺望地点に指定している毛無山展望所や天狗山展望台などが存在しており、これらを抽出しております。

次に、126ページを御覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の状況についてです。

事業実施想定区域には、小樽周辺自然遊歩道の一部が含まれております。

次に、139ページを御覧ください。

事業実施想定区域の大部分が国有保安林となっております。

次に、153ページを御覧ください。

こちらは配慮が特に必要な施設についてですが、最も近い福祉施設との距離が約2,820メートルとなっております。

次に、154ページを御覧ください。

こちらは住居等の配置の状況についてですが、最も近い住宅で事業実施想定区域から約590メートルのところに存在しています。

次に、225ページを御覧ください。

計画段階配慮事項の選定の表になります。

項目としまして、工事の実施については、事業計画の熟度が低いことから選定をせず、土地または工作物の存在及び供用については、アセス省令の参考項目を選定し、調査、予測及び評価を行っております。

次に、301ページを御覧ください。

301ページから303ページにかけては、評価結果を整理した表となっております。

評価結果では、全ての項目において、予測結果に基づき、環境影響の可能性があるとしながらも、方法書以降の対象事業実施区域の絞り込みにより、これらの環境影響を回避または低減できる余地があり、現地調査及びその調査結果を基にした風力発電機の配置等の事業計画等を検討することにより、重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

以上が図書による事業概要の説明となります。

次に、お手元の資料2-1により、2次質問及び事業者回答を中心にご説明いたします。

まず、資料2-1の1ページになりますが、質問番号1-2です。

図書の公開についての質問になります。

2次質問の①で、図書やインターネット上の公開ページ等に著作権に関する記載をするなどした上で、印刷、ダウンロード等も含め、できる限り利用者の利便性を高めるため、少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開することについて見解を伺いました。これに対して、事業者からは、方法書以降の環境影響評価図書の公表については、できる限り利用者の利便性を高めることを考え、ダウンロード、印刷の可否について、また、環境省環境影響評価情報支援ネットワーク内の縦覧期間終了後の図書の公開サイトへの掲載を検討していくとのことでした。

次に、3ページをお願いします。

質問番号2-5です。

事業者の1次回答では、事業実施想定区域の多くの範囲が保安林であることから、北海道森林管理局と協議し、計画を進めているとのことですが、森林管理局の理解が得られなければ、事業自体が困難であると思われることから、森林管理局との調整の見込みについて2次質問で聞いています。これに対して、事業者からは、保安林を含む、国有林の利活用の可否については、具体的な風車設置位置や道路の拡幅、新設計画に基づき、詳細設計を行わなければ判断ができないものにはなりますが、森林管理局及び石狩森林管理署との協議を踏まえ、詳細設計を進めることで、調整の見込みはあるものと考えているとのことです。

次に、5ページを御覧ください。

質問番号3-25です。

「夏山ガイド」によれば、塩谷丸山に至る登山道として於古登山と遠藤山も紹介されており、両者とも事業実施想定区域に含まれると思われるが、また、これらの登山道は、人と自然の触れ合いの場の項でも小樽周辺自然遊歩道として選定されており、利用の形態を考えれば、この二つの山については、それぞれ主要な眺望点として加えるべきと聞いています。これに対して、事業者からは、「最新版夏山ガイド」によると、遠藤山は眺めがないのが残念、山頂も樹林で覆われており、眺めは期待できないと記載されており、於古登山は、こぶを通り過ぎる感じで眺めはないと記載されていることから、両者とも林の中の遊歩道沿いに山頂があり、落葉期であっても展望はないため、主要な眺望点には該当しないものと考えたとのことでした。

しかし、これらについては、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき眺望点がないかも改めて検討するよう、答申案に記載しております。

次に、10ページを御覧ください。

質問番号4-12です。

2次質問の①で、現地調査により植生の現況を把握し、植生自然度9の群落であることが確認されたものは、可能な範囲ではなく、原則、区域から除外することが必要ではないかと事業者の見解を聞いています。これに対して、事業者からは、現地調査により植生の現況を把握し、植生自然度9の群落であることが確認されたものは、原則、区域から除外する予定とのことでした。

以上が主な2次質問及び事業者回答の説明となります。

続きまして、資料2-3をお願いします。

関係市町長意見についてです。

関係する自治体は、余市町と小樽市になります。

時間の都合上、2ページ目の小樽市の意見の一部を読ませさせていただきます。

住民等へ各種情報を積極的に提供するとともに、方法書、準備書の各段階において丁寧かつ誠実な説明会を行い、十分な理解が得られるように努めることや、施設から発生する低周波音の健康被害について、住民等から不安の声が寄せられていることから、適切な方

法で予測及び評価を実施するとともに、丁寧かつ誠実な説明を行い、十分理解が得られるようにすることなどの意見を頂いております。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

答申文(案)たたき台の説明になります。

まず最初に、前文ですが、他の事業者への意見と同様、事業特性、周辺の概況、総括的事項、個別的事項の的確な実施について述べております。

第2段落では、事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、クマタカやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報があるほか、塩谷丸山や天狗山展望台といった地域の主要な眺望点が存在し、さらに、他事業者の計画中の風力発電事業が存在するとしております。

続きまして、総括的事項に移ります。

(1)については、これまでの意見と同様、各環境要素に係る環境影響について、適切な方法による調査、科学的知見に基づく予測、評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合、事業計画の見直しにより、確実に環境影響の回避、低減をすることを求めています。

(2)については、これまでの意見と同様、事業実施想定区域の設定に当たっての検討過程を分かりやすく記載すること、特に、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載することを求めています。

(3)については、累積的影響に関する内容になります。

(4)については、コミュニケーションに関する項目ですが、周辺町内会のみならず、広く住民や関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に十分努めることを求めています。

(5)については、これまでの意見と同様、縦覧期間終了後も継続した公表など、利便性の向上を求めています。

以上が総括的事項になります。

続きまして、2ページを御覧ください。

個別的事項に入ります。

個別的事項では、事業特性、地域特性等を考慮し、騒音、超低周波音及び風車の影、動物、植物及び生態系、景観、人と自然の触れ合いの活動の場について意見を整理しております。

(1)は、騒音、超低周波音及び風車の影についてです。

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、風車を住居から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避または十分に低減することとしております。

(2)は、動物についてです。

アは希少動物の生息についてですが、クマタカなどの分布情報により注意喚起レベルA3及びCのメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされており、関係機関や専門家

等からの助言を得ながら、鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行い、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について、適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映するなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

イは動物全般についてですが、これまでの意見と同様としております。

(3)は、植物及び生態系についてです。

アは重要な自然環境のまとまりの場になりますが、エゾイタヤシナノキ群落などの自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が広範囲に存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めており、特に、保安林については、事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で、事業計画を検討することを求めております。

イの植物相、ウの生態系については、従来と同様の意見としております。

(4)は、景観についてです。

アは、事業実施想定区域には、景観資源である於古発山が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある、また、主要な眺望点については、関係自治体ホームページや観光パンフレット等により、掲載の情報に基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき眺望点がないか改めて検討すること、特に、同区域には、天狗山から塩谷丸山をめぐり、遠藤山や於古発山が散策できる小樽周辺自然遊歩道が含まれており、改めて主要な眺望点がないか確認すること、その上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

また、イは、事業実施想定区域周辺には、地域の貴重な観光資源である塩谷丸山や重要な眺望地点である天狗山などがあり、こうした景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映するなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

(5)は、人と自然の触れ合いの活動の場についてです。

事業実施想定区域には、小樽周辺自然遊歩道が含まれるため、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等により、自然との触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される、このため、これらの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

以上が答申文(案)たたき台の説明になります。

事務局からの説明は以上となります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○三谷委員 小樽市の市長から、水源のことや河口付近に漁場があるという話について懸念がなされていたと思います。

ただ、この配慮書の中では、河川の動物については、調べてリストにも載っていますが、河口先の海の動物のことについては何もありませんでした。それをの中に入れてほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（橋場係長） 河川の状況などもあります、今、三谷委員から頂いたご意見については、方法書以降で具体的に質問していきたいと思います。

○三谷委員 評価を考えると、関係各所からの懸念についてもちゃんと考慮に入れてくださいというのは、答申文（案）たたき台の中に入れる必要はないですか。

○事務局（武田課長補佐） 実を言いますと、事務局でもここをどうしようかと考えました。ただ、河川のかなり上流になりますし、今の段階では工事の概要も明らかになっていないので、具体的に河口部までどう影響を及ぼすかについて、配慮書に意見を加えるのは難しく、風車の配置や道路の構造が分かるような段階になってから改めてと考えていたところでした。

○三谷委員 周辺自治体の何とかかんとかというのはよく入っていると思いますが、この答申文（案）たたき台では、多分、景観のところにはしか関係自治体の話が入っていません。それは大丈夫なのですか。もともとそんなものでしたか。

○事務局（武田課長補佐） これは、アセスの用語でいいますと、市町村意見を勘案して知事意見を形成するとなっていて、その中で、景観は特に重要なので入れ込みました。

川は重要でないから落としたというわけではなく、今後、さらに事業内容の熟度が増して、影響の程度が明らかになってから質問をした上で、必要ならば意見に取り入れるべきかと思っていたところでした。

○三谷委員 わかりました。

○玉田委員 三谷委員のご意見とも関連してくるのですが、今回、小樽市と余市町から意見が来て、小樽市のほうは、項目も多く、たっぷり書いてきています。文章とアセスの段取り上、小樽市長からは、当然、知事宛ての文書ということで出てきていますが、これは道の資料として公開していますので、事業者としてはこれを見る機会があっても、法的には、直接的に文書として受け取っているわけではなく、この内容を網羅した形で、事業者知事意見として出ていくということです。

今回、項目が割とたくさん入っていますが、たたき台を読むと、十分網羅できているとは言えないのかなというところがあります。ただ、それをこの中でいきなり細かく全部網羅する必要があるのかどうかというのは分かりません。

そこで、例えば、たたき台の中の総括的事項の（４）の中で、住民の問題や相互理解、

町内会のみならずということが書かれていますが、これを少し大きく拡大して、事業者として、今後、小樽市の意見にどういうふうに配慮していくかというのをもう少し深く掘り下げていきたいと思うのですが、それは次の方法書やQ&Aの段階で掘り下げていくことになっていくのですか。

○事務局（武田課長補佐） 方法書では、事業者が今回の知事意見にどう対応するかという考えも明らかにされますし、先ほど三谷委員から指摘があった事項なども、事業計画が明らかになってきますので、事業者が今まで出た意見にどう対応していくかということを質問し、徐々に事業者の対応を明らかにしていくような流れになっていくかと思います。

○玉田委員 分かりました。

総括的事項の（４）の文章としてはこうですが、市町村の意見も含めて、真摯に対応して欲しいということが書かれているのだというふうに読み込みます。

ここで発言すれば、当然、議事録に残ってきます。次の方法書の段階では、全て誠実ということにはならないかもしれませんが、これについて考えて欲しいという意味を込めての（４）だという理解でいいですね。

○事務局（武田課長補佐） 表現はいろいろ悩んだところですが、まさに玉田委員がおっしゃるような気持ちで書いている文章です。

○山下会長 同じ部分で確認ですけれども、総括的事項の（４）の関係団体という言葉がありますよね。この関係団体の中には自治体も入るのですか。

○事務局（武田課長補佐） 様々なものがあると思ひまして、住民と関係団体というふうにとまとめさせていただいています。当然、市町村も地方自治体として入りますし、町内会や市民活動団体など、いろいろなものがあり得ると思います。

○山下会長 分かりました。

○澁谷委員 新任で途中からという感じになってしまいますが、保安林の件についてです。

回答では、森林管理局や石狩管理署との調整が可能であると考えているというような表現になっていますが、保安林の取扱いに関しては、制限が当然ございまして、例えば、伐採後、５年以内に枝葉が覆う面積を８割以上に戻さなければいけないという法律がございします。そういうことを考えると、この調整の余地とは一体何なのだろうと。

保安林を一体のものとして見ると、２７基というと、結構な面積になってくると思うのですが、そこを全部空けてしまうと、８割の閉鎖率はその面積で考えるとなかなか厳しくなるのかなと。

私は、こういう場合、どういうふうに調整が行われるのかを知らないですし、もしかしたら、部分的に保安林を解除するという対応をするのかもしれませんが、余りよろしい対応ではないような気がします。

保安林の取扱いに関しては、法律上、決まったことがございしますので、とにかく法令を順守して対応していただきたいということも求めていただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。次は方法書の段階になりまして、ある程度、事業の内容とか、風車や道路の配置が見えてきますから、その中で、保安林の取扱いの見込みがどうなのか確認していきたいと思います。

○河野委員 資料2-1のQ&Aの2-3のレーダーのことについて質問したいと思います。

ここでは気象庁とやり取りをしたというふうには書かれていますが、具体的にどのようなやり取りをされたのかということと、私の質問が分かりにくかったかもしれないので、本当に私の質問を理解してもらっていたのかということをお伺いしたいです。

○事務局（橋場係長） 気象レーダーの質問については、資料2-1の2ページの質問番号2-3になります。

こちらについては、2次質問の②の部分で、札幌の気象レーダーはアンテナの高度が749メートルにあり、事業対象地域に近いことから、風車の高さ150メートルを考慮すれば、標高600メートルよりも低い標高に設置しなければならない、図書の図を見ると、強い風況の位置は尾根伝いにあり、標高600メートルを超える地域を含み、ほとんどが500メートルを超える地域です、600メートルより高い地域はもちろんのこと、アンテナから近い距離にあって動く障害物がアンテナの位置より低くても、高度が近ければ影響があるのではないかと事業者に質問したところです。

事業者の回答としましては、2次回答の②になるのですが、気象レーダーへの影響については、気象庁との協議を既に開始しており、気象庁からは、風車配置計画と機種を基に、気象レーダーへの影響を判断するというのを伺っているとのことでした。

気象庁には、現時点で想定している機種の高さについて事業者から伝えたそうなのですが、現時点では事務局から質問したような指摘は受けていないとのことでした。

ただ、これから方法書段階で風車の配置等を固めていく中で、気象庁とのより綿密な打合せが出てくるかと思しますので、そこについては事務局でも注視していきたいと考えております。

○河野委員 ありがとうございます。

私は海洋の専門なのですが、ドップラ一流速計とか、科学魚探というのがあります。これは電波ではなく、両方とも音波の直進性を利用して測る機械です。

科学魚探というのは、当たって跳ね返ってくるいろんな周波数の強度を使って、どんな魚がいるのか、大きい魚、小さい魚、群れの大きさなどを測ることができます。

ドップラ一流速計というのは、当たって跳ね返ってくる際の周波数の返りを調べることによって、どのぐらいの速度で動いているかというのを調べることができます。それと全く同じ仕組みで、レーザードップラーはあります。

電波の直進性を利用するわけですから、なるべく高いところに設置して、下向きに放射すれば、低いところの状態も分かると思います。ただ、なるべく広範囲の角度をとりたいときに、下向きに打って、下に引っかかるところがあれば、そこだけ障害になって、その

先が分からなくなるはずなので、それが心配です。

これから方法書、準備書といく中で、気象庁とのやり取りをどの程度見られるのかというところが知りたいのですが、こういう具体的なやり取りをしていますという技術的なことも聞くことはできますよね。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○河野委員 分かりました。

○山下会長 文言についてはよろしいですか。

○河野委員 はい。

○山下会長 ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、今回の答申文（案）たたき台については、文言の訂正自体はないということによろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、この案で答申をしたいと思います。

休憩を5分入れたいと思います。

[ 休 憩 ]

○山下会長 それでは、再開します。

議事（3）に移ります。

本日3回目の審議となります（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（塚本主査） 事務局の塚本です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、まず、資料3-1の質問事項及び事業者回答のご説明をさせていただきます。

3次質問の一部に絞ってご説明いたします。

まず、8ページの質問6-4を御覧ください。

環境影響評価項目の選定に関する質問になります。

本事業は、リプレースということで、一般的な事業で選定される項目のうちの一部を非選定としていますが、この6-4では、水の濁りについて選定しないとするものの妥当性を質問してきたところでございます。3次質問では、改めて、定量的な根拠がないのではという指摘をしております。これに対して、回答は、図書に記載の理由により非選定とできますとの主張の繰り返しとなっております。

それから、説明は省略しますが、6-12の質疑応答のところでは、人と自然との触れ

合いの活動の場に関しまして、評価項目としていないことについて疑問を投げかけ、同じような質疑応答を行っております。

次に、14ページの質問7-10を御覧ください。

こちらは騒音の予測結果についての質問です。

事業者は、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果について、この地域が農業地帯であることを理由として、C類型の基準と照らして評価を行っていますが、このことの妥当性について質問をしております。3次質問の②になりますが、現況の環境が保たれるよう、影響の低減を検討すべきではないかという質問をし、回答ですが、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減するよう検討し、計画に反映しているとのことでした。

続いて、18ページから19ページにかけての9-11を御覧ください。

19ページ側の3次質問の①の終わりの3行の部分ですが、ブレード回転域の総面積の増加が鳥類の移動経路の遮断、阻害に及ぼす影響について、事業者の見解を質問しています。これに対しては、リプレース事業であるため、総面積と風車の間隔を別にして予測することは実態に即していないと考えていることから、両方に基づいて影響予測を行っているとの回答が示されています。

次に、21ページの10-2になります。

3次質問になりますが、フランスギクの拡大防止策について、どのような基準で実施するのかを質問しました。回答ですが、牧草地の利用者と協議の上、合意した場合に実施する、とのことでした。

続いて、次の22ページの10-5になります。

3次質問の①を御覧ください。

4行目からの部分ですが、ホソバツルリンドウについて、今回、生息に適したこの場所を改変することが個体の減少につながることはないのか見解を伺うと質問しました。これに対しては、後半の部分になりますが、北海道では生息環境が安定していると考えているため、消失の影響はほかのレッドデータに指定されていない種と同様と考えます、との見解が示されています。

最後に、25ページから26ページの13-1と13-2を御覧ください。

事後調査としての鳥類の死骸確認調査に関する質問になっております。

13-1では、調査の頻度を基本的に月1回と設定していることに関し、根拠とした調査結果を見る限り、間隔をより短くする必要があるのではないかという趣旨の質問をしてきており、3次質問においても改めて指摘をしております。これに対して、事業者は、調査間隔は安全側に立ったものであるとの見解を示しております。

また、13-2の3次質問の③になりますが、複数年の調査計画とする必要があるのでは、という質問をしました。これに対しては、稼働後1年間実施した後、継続の可否を判断するという回答となっております。

駆け足ですが、資料3-1については以上でございます。

続いて、資料 3-2 を御覧ください。

北海道では、準備書手続においては、通常、道の条例に基づいて公聴会を実施しますが、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。これに代えまして、書面による意見聴取を行いましたので、その結果をご報告いたします。

意見の提出期間は令和 2 年 5 月 28 日から 6 月 10 日となっており、この間に 2 件の意見が提出されております。

意見については、裏面に掲載してございます。

一つ目は、稚内市在住の方からの意見で、風力発電施設を増やすのはやめてほしいという趣旨の内容でございます。

二つ目は、札幌市在住の方からの意見で、図書の公表の継続など、十分な情報公開を求める内容となっております。

資料 3-2 については以上でございます。

続きまして、資料 3-3 の答申文（案）たたき台について説明させていただきます。

これまでの審議の経過などを踏まえ、整理してございます。

まず、前文になります。

こちらは従来どおりの構成としておりまして、最初に事業概要を記載し、2 段落目から事業によって懸念される影響を述べております。

本事業では、近隣住居での騒音や風車の影による生活環境への影響、また、重要な鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響、重要な植物種への影響が懸念され、加えて、区域の周辺には他の事業者が設置または計画している風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念されます。

そして、3 段落目で、以上を踏まえ、事業者は真摯に対応することとしております。

続いて、1 の総括的事項についてです。

まず、（1）準備書における環境影響評価の妥当性についてです。

本準備書の中でも、一部の箇所に予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目などが見受けられましたので、これらについて改めて根拠を示した上で予測及び評価を行うこと、その結果に基づき、適切な措置を検討することなどを求める意見を初めに盛り込んでおります。

次に、（2）累積的影響についてです。

最初の段落を読み上げたいと思いますが、「区域の周辺には、他事業者が設置または計画している風力発電事業が複数あり、本事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、事業者は、既設の発電所は距離が離れているため累積的影響が想定されないとし、計画中の発電所については、確定した風車の配置計画等が公表されていないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていない。」という状況となっております、既設の発電所についても懸念があり、また、計画中の発電所については、多くが配置計画等を公表しておりますので、2 ページ目に移っていただき、事業者に対しては、ほかの事

業者から情報を入手するなどして、累積的影響の予測及び評価を実施することや、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求める内容としております。

次に、（３）評価書の作成に当たっての留意事項についてです。

こちらは最近のほかの案件と同様の内容でございます。

次に、（４）関係市との協議です。

本事業の関係市は稚内市になりますが、市では、稚内市風力発電施設建設ガイドラインを定めており、同市からの意見でもこれに基づく留意事項が示されております。これを踏まえまして、このガイドラインの遵守に関して、市と十分に協議を行うことを求める意見を付したいと考えます。

次に、（５）準備書の公開についてです。

ここでは、従来どおり、準備書について継続した公開に努めるよう求める意見としたいと思います。

続いて、２の個別的事項になります。

（１）は、騒音及び超低周波音についてです。

まず、アは、建設機械の稼働に伴う騒音についてでございます。

先ほどの質疑応答でも触れましたが、複数の予測地点において騒音が増加し、指定はされていないものの、A地域の環境基準値を上回ると予測されております。このため、工程、工法の工夫などにより影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、イは、累積的影響についてです。

施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音について、ほかの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施することとしております。

（２）は、水質についてです。

本準備書では、工事の実施に伴う水の濁りについて評価項目に選定されていませんが、その根拠については、質疑応答の中でも十分な説明が得られなかったところでございます。したがって、評価書において選定の必要性について改めて検討し、その経過を記載するとともに、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずることと意見を付したいと考えております。

（３）は、風車の影についてです。

こちらは騒音と同様に、ほかの事業との累積的影響について予測及び評価を実施することを求める意見としております。

（４）は、動物についてです。

まず、アは、鳥類への累積的影響になりますが、先月答申を頂きましたウィンドファーム豊富と同様の内容でございます。

一部を読み上げますが、ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険区域は、宗谷地域に集中するほかの事業と連続することで長大な障壁空間となり、鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される、このため、ほかの事例や環境影響評価の情報などを入手し

た上で、専門家等から助言を得ながら、累積的な影響について改めて調査、予測及び評価を実施することとしております。

続いて、イは、飛翔性動物に係る事後調査についてです。

本事業では、オジロワシ及びオオワシの年間衝突数の推定結果が高い数値となっておりますので、特にこれらの種について精度の高い結果が得られるよう、調査手法を検討することなどを求める内容としております。

(5) は、植物についてです。

重要種のホソバツルリンドウについてですが、事業者は、一部が消失するものの、本種の生息環境が安定していること等から、影響は小さいという見解を示しています。しかし、その十分な根拠が示されておらず、影響が懸念されることから、原則として生育地を改変区域から除外することなどを求める内容としています。

(6) は、生態系についてです。

フランスギクの生育が改変区域の内外で確認されており、事業に伴う分布域の拡大による影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施することとしております。

(7) は、景観についてです。

まず、アは、フォトモンタージュについてになります。

本準備書のフォトモンタージュは、実際の印象より小さく感じるものがございましたので、実際の印象を反映して作成の上、改めて予測及び評価を実施することとしております。

続いて、イは、累積的影響に関してとなります。

主要な眺望景観の一部には、ほかの事業の風車が介在するおそれがあることから、これらとの累積的影響について予測及び評価を実施することとしております。

(8) は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本準備書では、工事用資材等の搬出入に伴う影響について、評価項目に選定されていませんが、環境影響の程度が極めて小さいとする説明が不十分であることから、先ほどの水の濁りと同様に、評価書において再検討などを求める意見としております。

最後に、(9) は、廃棄物等についてです。

発生土に関してですが、工事期間中、発生土を仮置きする計画となっていることから、降雨時などに土砂や濁水が流出しないよう、十分な環境保全対策を講ずることとしております。

答申文(案) たたき台については以上でございます。

審議についてよろしく願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○白木委員 答申文(案) たたき台の2の個別的事項の(4) 動物のイの飛翔性動物に関

わる事故調査についてです。

オジロワシ、オオワシの衝突率が非常に高いということに関しては、これまでのQ&Aでもいろいろ質問していただき、3次質問では、中でも特に推定値が高い2基の風車については、場所を見直すことができないかということを知っていて、それに対しては、採算性の観点から隔離も移動もできないという回答をもらっているわけです。答申のイの中では、多分、それを踏まえて、事後調査をやることを提案しているのだと思いますが、事業者は、衝突率はあくまでも一つのモデルで、必ずしもそれになるわけではないから、個体群への影響の可能性は小さいというふうに書いています。

ただ、アセスの中で衝突率を出すことの意味を考えれば、やっぱり高い数値を持っている風車に関しては、そのままオーケーではなく、建設の回避、あるいは、位置変えというのをこの中に入れるべきではないかと思います。

採算性の点から合わないのを削減できませんと言われて、ではいいですよというふうになってしまわないように、特に衝突率が高い風車については、回避についても検討するというのをこの答申の中に入れられないでしょうか。

**○事務局（武田課長補佐）** 事業の採算性というのは、事業者の都合なので置いておいて、今まで風車衝突がある案件であれば、当然、風車の位置について見直すべきと言うことができます。ただ、今回はリプレースの案件であり、しかも今まで風車衝突が起きていません。新しい配置案では、風車衝突が今までよりも確率的には低くなるということも示されているので、実は、事務局でも大分悩んだところです。

**○白木委員** これだけの高い数値が示されているのに、事後調査をやればよいというのは、結局、結果を生かせていないことになるわけですよね。そうすると、衝突率を出す意味自体が破綻してしまうと思うのです。

例えば、調査に関しては、13年間見つからないとありますが、この13年間、本当にきちんと成果が出るような調査をずっと続けてきているのですか。

**○事務局（武田課長補佐）** 調査の詳細な内容までは分かりませんが、日常的な監視も含めて確認しているということは伺っています。

**○白木委員** 雪が深いところですね。衝突事故が多い越冬期は見つかりにくいわけですから、やっぱり出てきた結果を最大限その中で生かし、きちんと客観的な結果を踏まえた形で影響評価をしていくことがとても大事だと思います。

私としては、数値が高い地点への建設の回避については検討するというのを盛り込んでいただきたいと思いますが、検討いただけないでしょうか。

**○事務局（武田課長補佐）** 分かりました。

委員のご指摘はごもっともなので、どのようにしたらうまくいくか再度検討し、また委員に案をお示ししたいと思います。

**○白木委員** よろしくをお願いします。

**○玉田委員** 白木委員の意見はごもっともだと思います。言い回しとしてどうすればいい

のかというのは分からないので、コメントになってしまうかもしれません。

確かに、アセスの予測ということで現地調査をして、こういう数字が出ました。あくまで予測ですから、外れることもあるしというのが業者のいつも言うことですが、今の科学技術の段階では、こういう予測しかしようがなく、それが天気予報のようには当たらないということが、今の限界なのかなと思います。ただ、当たっていないのかどうかというのは、事後調査も含めて、調査ができていないということももちろんあるわけです。

そこで、この答申文（案）たたき台の中にこれをどう盛り込むかというところまではいきませんが、例えば、今回の準備書の中では、死骸の発見率の話も随分出ていて、調査もしていて、面白い結果が出てきています。そして、その解釈として、事務局が質問しているように、今まで統計的手法がなかったのに、こういうものを出してきたというのは一定の評価ができるのかなと思っています。しかし、このデータの解釈がまだ不十分だなと感じます。本当はもっとデータを取ってもらってやればいいのですが、誰が金を出すのか、誰が調査するのかということもあるので、それも含めて考えていかなければいけないと思います。

Q&Aの中では、安全側に立って、月2回という数字を出すというような文言にしていますが、これもやっぱりロジックには矛盾があって、持ち去りが早ければ0. 何日とか、二、三日で持っていかれるというのが非常に多いという結果があります。ですから、安全側から考えれば、二、三日で1回ぐらい見てほしいし、そのぐらいやらないと精度の高い回収にはならないのだというのが、この調査から読み取れたなと思っています。

ただ、事後調査も事業者の努力でやってもらうものですから、強制はできません。それでも、月2回では十分とは言えないだろうと感じています。

これを調査と銘打ってやるのはなかなか難しいのですが、風車のメンテナンスの中の項目として入れてもらって、環境コンサルや鳥の専門家でなくても見れるようなマニュアルをちゃんと作れば、もうちょっと頻度が上がる可能性ができてきます。その辺は企業努力をしてもらいたいなという希望があります。

答申文（案）たたき台には書けませんが、今、ここでこうやって言うことが議事録に残るわけですので、事業者にちゃんと届くかどうかは分かりませんが、そういうふうにも考えてもらい、これからまた努力してもらうように、何らかの機会発言していかなければいけないのかなと思います。

**○事務局（武田課長補佐）** ご意見ということで承ります。

事業者とは、Q&Aの際に、事後調査はできるだけ定量的な方法で検証するべきではないかと常々やり取りをしています。今回の審査はこれでおしまいになりますが、今の委員のご意見は、ほかの事業などで参考にさせていただきたいと思います。

**○玉田委員** 非常に面白い結果だと思います。ほかの事業でもやれとは言えませんが、こういうものを見本にして、他事業にも波及していくと、データが積み重なっていきます。さらきとまないだけではこういう結果になったけれども、同じような調査方法でもって、

ほかの事業でもまねしてくれるところがあると、データがもっと増えて、もっと高い評価ができるようになってくると思うので、そういうふうになることを願っています。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

コウモリなどでも先行的な事例をほかの事業者も参考とするようになってきているところでもありますので、今の意見を参考に、また事業者とやり取りを重ねていきたいと思えます。

○河野委員 今回の議論についてです。

本当に苦労して調査されているとは思いますが、それが絶対だみたいなことが質問の回答にあるので、そんなことは分かっている、いろんなマンパワーやお金の問題があって、十分に調査できないことについて、もう少し謙虚に向かってほしいなと思いました。

それで、答申文の2枚目の動物のところ、例えば、安全側に立ちながらとか、安全側に立ってという文言を入れてほしいなと思うのです。

○事務局（武田課長補佐） 具体的には、どういう入れ方を想定されますか。

○河野委員 動物のアの最後のほうですが、反映することなどにより、安全側に立ちながら、影響を回避または十分に低減すること。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

先ほどの白木委員の提言も含めて、今の河野委員の提言も、どのような入れ込みができるか検討し、示させてください。

○河野委員 承知しました。

○押田委員 先ほど白木委員からご指摘がありましたイのところについてです。

この部分の一番最後は、「また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること」となっていますが、その下の植物では「事後調査を実施すること」ですし、その下の生態系も「さらなる対策を実施すること」と、みんな「実施すること」で終わっているのもうちょっと強めの言葉で、せめて「稼働制限を含む環境保全措置を実施すること」という形にできないかという提案です。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

確かに植物や生態系と動物のところ違ってしまっているのもう提案いただいた内容を踏まえ、修文を検討いたします。

○押田委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

よろしく願いいたします。

○山下会長 ほかにご意見はありますか。

私から1点、質問ではなく、コメントです。

今回のさらきとまない発電事業は、稚内に予定されているもので、いわゆる累積的影響の問題が非常に重要だということで、総括的事項の（2）で、あえて累積的影響についてという項目が記載されているわけです。

また、稚内地域には、いわゆる先行事業が幾つかあるわけで、ここの事業は、いわば後

発事業となります。

これまでのこの審議会での議論は、累積的影響について、後発的な事業が先行事業のデータなどを入手して、それに基づいて予測、評価をしなければならないだろうというスタンスで臨んできたかと思います。

今回、こういう答申案にしましたが、実際のところ、後発事業者の累積的影響についての予測、評価にどこまで注文をつけられるかという、なかなかできないというのが悩みの一つで、これ以上のアイデアがなかなか浮かばないというのが正直なところですので、このあたりについて別の案が出てきたらいいなと思っています。

今すぐに何かアイデアを出してくれと言っても、なかなか出てこないと思いますが、今後、こういう累積的影響に関わる事業というのはますます増えていくと思うので、後発事業に対してどういうことを求めていけばいいのかというのは、今後も皆様に検討していただければと思います。

○玉田委員 たたき台の累積的影響についての下から3行目に「累積的影響の予測及び評価を実施すること」と体言止めで書いてあるのは、次の評価書に向かって実施してくださいという意味ですよ。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○玉田委員 分かりました。

予測はあくまで予測ですが、準備書になれば衝突確率が出てくるわけですから、この調査で、道北という、どの辺まで取るかは分からないけれども、そこでの衝突予測を全部足せば、そのエリアの衝突予測数が出ます。1年間で何羽衝突すると予測の数字は出せて、その結果がこのエリア全体の中にあるワシ個体群に対してどうなのだという評価は多分できる、そういうやり方になってくるのだと思っています。

具体的なことを言うと、多分、それぞれの調査で見えている範囲を全部囲っていても、道北を全部網羅しているわけではありませんが、かなりの範囲が網羅できていると思います。その中の風車に当たる確率と、その中にあるオジロワシの営巣数という数字は多分出るはずですが、当然、空白のところが出てきてしまうので、それが道北の個体群というふうには捉えられるかどうかは問題になりますが、少なくとも衝突の予測値を全部合計すれば、衝突予測の累積の数値は出るわけですので、多分、僕はそういうアプローチになってくるのかなと考えています。

○河野委員 僕はただ心配して言っているだけなのですが、これは足し算でいいのですか。掛け算にならないですか。例えば、非常にローカルなところの問題で決まっている場合、ここにありましたと。それだけであつたらゼロですけれども、こことここにあることによって倍増するということは起きないのでしょうか。それがないと仮定して、足し算というのだったらそれはそれでいいのですがね。

○玉田委員 まずは、足し算を試してみるところが先だと思います。A事業とB事業との因果関係がどうなのかというのはまだ分からないので、何を掛ければいいのかということは、

また次に考えていかなければいけない問題だと思います。どういうファクターがというのは、もっと考えていかなければいけません、一番手っ取り早いやり方として、足し算が先かなと思います。ただ、それが正解とは言いません。予測は予測ですが、さらきとまなひでは過去13年当たっていないという衝突予測値を踏まえて考えれば、まず、その数字を出しながら考えていかなければいけないということになると思います。

○河野委員 ということは、現状では掛け算であることが明らかではないということですか。

○玉田委員 ないとは言いません。

○河野委員 分からないので、とりあえず足し算でしてみましようということですね。

○玉田委員 はい。

○河野委員 分かりました。

○山下会長 ありがとうございます。

いずれにしても、この場では、事業者にどういうことを求めるのかというのが基本的な議論となります。ただ、事業者にどこまで累積的影響の予測、評価を求めるかという話とは別に、今、お話に出たように、研究者なりがそういうデータに基づいて予測、評価をするとか、場合によっては、国や道がそういうデータを使って何らかの調査をするというのもあり得るのではないかと思うので、累積的影響については、どの主体がやっていくのかというのをもう少し考えていかなければいけないのではないかと思います。

○事務局（武田課長補佐） 今の一連のお話については、事務局として、すぐこうしますとは言えないのですが、環境省とも相談し、また、委員の皆様の意見も伺いながら、累積的影響評価の在り方について、引き続き検討したいと思います。

○山下会長 時間を取らせてしまいまして、すみません。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、特に意見が多かったのは、2ページから3ページにかけての動物の部分です。

アについては河野委員から、イについては、白木委員、玉田委員、押田委員から出ていますが、このあたりは動物を全部一まとめにして、今の4名の委員と協議してまとめていただくということよろしいでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） そのような方針で進めさせていただきます。

○山下会長 ということで、今の部分については、事務局と4名の委員との間で調整していただくということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 その上で、最終的な文言修正等については、私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 ありがとうございます。

では、そのように進めていきたいと思えます。

それでは、長時間になっていますが、議事（４）に移ります。

本日１回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。

事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局（武田課長補佐） まず、本件につきまして、審議会への諮問を行わせていただきます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花です。

本日は、新型コロナウイルス感染症対応としまして、会長への諮問文の手交を省略し、こちらから読み上げさせていただきます。

北海道環境影響評価審議会。

会長、山下竜一様。

北海道知事鈴木直道。

北海道環境影響評価制度の見直しについて（諮問）。

このことについて、令和元年（２０１９年）７月に環境影響評価法施行令が一部改正され、太陽電池発電所の設置工事の事業等が環境影響評価法の対象とされたことを踏まえ、現行の条例の取扱いを検討することとしました。

つきましては、北海道環境影響評価条例第５６条の規定に基づき、諮問します。

よろしく願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） では、事務局から資料の説明をさせていただきます。

資料４－２から４－６までです。

まず、資料４－２ですが、法における太陽光発電の取扱いについて、どのような検討を行ってきたかの説明です。

最初に、環境影響評価法施行令及び主務省令改正の概要についてです。

１の（１）は、法の改正の背景です。

国のエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、長期・安定的な主力電源として、大量導入に向けた取組を積極的に進めていくとされているところです。

その一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育地の悪化などの問題が生じている事例もあるところです。

中央環境審議会において取りまとめられた答申は、後ほどお示しします。

この答申においては、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については、法の対象事業とするとされ、それに基づいて、環境影響評価法施行令の一部が改正されたものです。

注意していただきたいのは、法自体の改正ではなく、施行令の改正で太陽光発電が追加

されたという点です。

(2) は、改正の内容です。

アは対象事業の規模要件についてです。

出力が4万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第1種事業とし、出力3万キロワット以上、4万キロワット未満であるものを二種事業とするとされています。

ここで、太陽光発電事業と太陽電池発電所という二つの言葉が出てきます。一般的には太陽光発電事業と言って、電気事業法の発電所の種別としては太陽電池発電所というふうになります。両方とも同じ意味なのですが、文脈によって使い分けしているので、ご注意ください。

戻りまして、イの軽微な修正の要件とウの軽微な変更の要件は、今までのほかのアセス対象事業と同じ考えで、出力ですと10%以上の増加、事業区域の位置ですと300メートル以上というのを一つの基準としています。

(3)の交付日ですが、昨年の7月5日に公布され、今年の4月1日から既に施行されております。

次に、2番目は主務省令についてです。

主務省令は、アセス法とともに、アセス手続の詳細を定めている省令ですが、この改正内容は裏側を御覧ください。

(2)の主な改正点です。

太陽光発電事業特有のものとしての環境影響評価項目に、土地の安定性と反射光を追加しております。風力発電ですと、ブレードへの鳥の衝突という特有のものがありますが、太陽光発電の場合は、この二つを加えております。そのほかの騒音や工事に伴う影響などは、ほかの事業と同じです。

次に、資料の4-3です。

これは国の検討会の報告書である「太陽光発電施設に関する環境影響評価についての考え方」で、規模要件と規模水準について、どのように考え方が整理されたか、さらに詳しく説明されています。

2番目を御覧ください。

規模要件の指標です。

一つ目の点で、「環境影響が面的開発に係る側面に大きく左右されることから、面積を基準とすることが望ましいと考えられる」とされています。

次の点ですが、「一方、電気事業法においては、対象施設の届出の可否を総出力で区分していることから、整合性を図る必要がある」とされています。風力発電所や火力発電所は、全て出力規模でアセスの対象を要件としております。

次に、3番目の点ですが、発電所事業については、面積に係る統一的な考えが存在しないという問題も指摘されています。何を以て太陽電池発電所の面積とするかの指標がは

っきりしていないということです。

次に、4番目の点ですが、そうしたことから、総出力を指標として用いることは、「簡便性の観点からも利点があり、面積ともおおむね比例関係にあることから、規模要件は総出力を指標とすることが適当である」とされています。

次に、3番目は、規模要件の水準の考え方です。

一番上の点ですが、法における面整備事業の規模要件を見ると、少し飛びまして、この点の最後のほうになります。施行区域の面積は100ヘクタール以上を基本としています。

次に、2番目の点ですが、100ヘクタール相当の出力を一つの目安として、その総出力を試算するとしています。これによって、もともと面積がふさわしいと言っていたことを、それに相当する出力規模を算出することで担保しようという考えです。

最後の点ですが、その結果、現時点においては、100ヘクタール当たりの出力は32メガワットから37メガワット、3万2,000キロワットから3万7,000キロワットであるが、今後の発電効率の向上が想定されることから、第1種事業の規模要件の水準は4万キロワットとすることが適当であるとされています。

資料をめくりまして、一番上の点ですが、「ただし、太陽光発電事業特有の環境影響に関するデータが不足していること、及び、面積と出力の関係についても、今後、状況の変化が生じる可能性があることから、5年程度で見直しの検討を行うこと」とされています。

次の点ですが、第2種事業の規模要件の水準は、法律の他の事業所と同様、第1種事業の規模に0.75を掛けたもの、つまり3万キロワットとするとされています。

次に、4番目は、法と条例との関係についてです。

「法で規模要件の指標を総出力としても、地方公共団体の条例においては、面積を指標とすることを否定するものではない」とされています。

次に、4-3の参考資料として、中央環境審議会の答申の概要となります。今まで説明してきたことがこの答申の中に反映されており、繰り返しの説明になりますので、割愛させていただきます。

これが法の施行規則の改正に伴う動きです。

次に、道内における太陽光発電事業の状況について説明します。

資料4-4を御覧ください。

道内における状況を把握するため、昨年、道内の各市町村及び各振興局にどのような問題を把握しているかというアンケート調査を行いました。その結果、①として、現に支障が生じている情報が14件ありました。

その影響の内訳は四角の囲みの中ですが、出力も事業面積も比較的小さなものが中心で、反射光、稼働時の騒音、景観に関するものが多く、主に市街地において小規模な設備が住宅の近くに設置されることに伴う影響と考えられました。

さらに、②として、現状、支障が生じていないものの懸念が14件ありました。

下の棒グラフを御覧ください。

これは①の結果の内訳ですが、上の段が出力ごとの情報件数となります。出力不明というのがありますが、大体小規模なものでの案件が多くなってきます。

その下は、14件の中でどのような環境要素が問題となったかということで、稼働時の騒音、景観、反射光、それから、電磁波等を含むその他が挙げられております。

裏面を御覧ください。

これも昨年になりますが、出力2万キロワット以上、または、面積50ヘクタール以上の21事業を対象として、どのような環境において立地されているのか現地調査を行いました。

その結果、実際に調べているわけではなく、我々が現地を見たり、地図上の情報などで推測した結果ですが、①の環境影響の程度は小さいと推測されるものとして15事業、②の条件によっては環境影響の可能性があると推測されるものとして3事業、③の環境影響の程度が大きいと推測されるものが3事業ございました。

③の内訳ですが、急傾斜地に位置し、水平視野角、垂直視野角が大きいことから、景観への影響が大きいと予想されること、それから、山林の大規模改変のため動植物への影響が推測されることということで、この三つの事業については、環境影響の程度が大きいと推測しております。

次に、資料4-4の横表の参考資料1は、この21事業の内訳です。

全てを説明すると長くなるので省略しますが、要点だけを見ますと、例えば、左から3番目に発電所出力がありまして、一番大きいのが9番目の胆振地方の7万9,000キロワットですが、その隣の面積で見ますと、一番大きいのが3番目の胆振地方にある316ヘクタールで、先ほどの国の考えとは違いが生じており、発電所出力と面積に少々ばらつきがあります。ただし、調べてみますと、大面積の事業の場合は、工業団地やゴルフ場など一団の土地をそのまま利用したような場合が多く、パネル設置面積と事業の規模が必ずしも一致していないのではないかと考えられます。

次に移りまして、資料4-4は、先ほどの事業で環境影響が大きいとされた事業ナンバー4、19、20の写真です。いずれも森林を伐採して開発し、斜面に位置し、道路沿いからも眺望できるという特徴を持っております。

次に、資料4-5に移りまして、これは、全国の都道府県及び政令指定都市における太陽光発電のアセス条例上の取扱いについてのアンケート調査で、宮城県が実施したものです。

下にある円グラフを御覧ください。

①の条例または規則改正の有無では、規則または規則プラス指針を改正するものが44%、太陽光発電事業を既に面的開発とみなしていて、改正を要しないものが10%、既に太陽光発電事業を条例の対象としているものが13%となっております。

右側の②の規模要件の設定方法では、出力のみとしているところが12%、面積のみと

しているところが65%となっています。

ただ、これらは、各自治体の条例の構成によりまして、必ずしも北海道がどこも類似している、あるいは、どこのやり方が正しいというわけではないので、一概には言えません。このようないろいろなパターンがあるということです。

最後に、資料4-6です。

北海道における環境影響評価制度の基本的考え方を説明いたします。

1番目は、確認となりますが、北海道環境影響評価条例における対象事業及び規模要件の考え方です。

(1)の第1種事業は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものとしております。

(2)の第2種事業は、第1種事業に係る数値に対する比が0.5以上であるものに限るとしているところです。

2番目は、太陽電池発電所に関する環境影響評価の考え方の事務局案です。

(1)の基本的な考え方として、本道における大規模な太陽電池発電所は、今のところ工業団地等の造成地などに設置される例が多く、著しい環境影響は確認されていません。これは先ほどのアンケートや現地調査の結果で説明したところです。

2番目の点ですが、一方、国の方針などを踏まえ、今後も大規模な太陽電池発電所の増加が予想され、自然環境や生活環境への重大な影響も懸念されるところです。

3番目の点ですが、以上から、既に条例で対象となっている事業と同等以上に環境影響の程度が著しいと考えられる太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象にすべきであると考えるところです。

(2)は事業の特性ですが、太陽電池発電所は、今まで述べてきたとおり、森林、農地、ゴルフ場、ため池などの水面と、様々な場所に設置されております。さらに、他の発電事業とは異なり、事業に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に大きく左右される特性があり、国の考え方でも同じようなことに触れております。

次に、(3)は規模要件の指標です。

国においては総出力で区分されていることから、さらに電気事業法との整合性も考え、法律との整合性を図り、総出力を規模要件の指標とすることが適当であると考えます。

(4)の規模要件の水準ですが、第1種事業は、他の対象地と同様、法に準ずる規模、つまり出力規模4万キロワット以上、想定される面積としては100ヘクタール相当とし、第2種事業は、現行条例の考えに基づき、第1種事業に係る数値に対する比が0.5以上であるもの、2万キロワット以上、4万キロワット未満とすることが適当であると考えます。

3番目は、環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針です。よく技術指針と言っているものですが、これは、最近、条例案件がないので、皆様はあまり縁がなくなってしまっていますが、条例案件での審査項目や審査の方法等を示すものです。これも主務省令との整合性を図り、規定を見直すべきであると考えております。これについては改めて審

議会でご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、参考資料となりますが、環境影響評価法と道の条例における対象事業とその規模を対比したものです。

一番左の区分の欄を上からたどっていきますと、5番目に発電所事業があり、この中で太陽光発電所が風力発電の上に入っています。法において、第1種事業、第2種事業はこの出力規模となっています。

条例のところは、今のところ空欄になっております。

資料の説明は以上です。

資料には示しておりませんが、今後のスケジュールについては、今回と次回の審議会で皆様に審議をしていただいた上で、答申を頂き、その後、庁内の調整やパブリックコメントを経て、来年4月1日の施行を目指しております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○山下会長 どうもありがとうございます。

事務局の提案としましては、まず、太陽光発電所についても北海道の条例の対象にしたいということと、その際の規模要件は、面積にするのか、出力にするのかというのがありますが、国の基準に合わせて、出力にしたいというのが二つのポイントになるかと思ひます。

ご意見やご質問をよろしくお願ひいたします。

○押田委員 第2種事業のところ、第1種事業に係る数値に対する比が0.5以上であるもの、2万キロワット以上、4万キロワット未満と書かれていますが、これよりもワットがちょっと小さいけれども、かなりの面積という事例が、既に資料4-4の参考資料1に出てきています。表の三つ目の胆振のところ、面積が316ヘクタールとこの中では一番広いのですが、発電所出力は1万2,000キロワットとなっており、今後、こういうものが問題になっていく可能性があるので、第1種事業、第2種事業以外に、こういうものも扱えるような方法を取っておいたほうがいいかなという気がしています。

例えば、その他、第1種事業、第2種事業に含まれないが、検討の必要があるものというのがあると、場合によってはこういうものに対しても対応できるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

事務局としても様々なパターンを考えたところなのですが、この条例の構成上、発電所事業として太陽光発電を組み込むと、それ以上の新たな基準を設けるのがなかなか難しいということがあります。

それから、最初にご指摘いただいた面積と出力規模の関係ですが、私の説明でも触れたとおり、これが必ずしも土地の改変を行う面積というわけではありません。例えば、今の胆振の例ですと、316ヘクタールが畑地になっており、一団の土地として、畑地を柵で囲ってしまうと、それが事業面積となるような事業認可がされているようです。

このように、全てを改変するわけではないという事例があったりするので、悩ましいところなのですが、現時点では、国にならったやり方をしたいと思っています。

国も5年で見直すということの説明しましたが、条例も5年ごとに見直すという規定がありますので、この案で汲めないような問題があれば、そのときに改めて条例の在り方を含め、検討しようと考えているところです。

○押田委員 分かりました。

5年で見直すということであれば、そのときで大丈夫だと思います。

○白木委員 もしかしたらちゃんと理解していないのかもしれませんが、北海道の条例の中で影響評価をしていく規模要件として、法に準ずる規模が4万キロワット以上で、第2種事業として0.5以上ということですよ。

○事務局（武田課長補佐） そのとおりです。

○白木委員 条例として扱うということですよ。今後、法アセスで扱うものがこういった規模になるのであれば、単純に考えて、道の条例としては、むしろ、それよりもさらに小さなものを扱っていくほうが適切なように思います。要は、法アセスで扱えないものを自治体で扱っていくということは考えられないのでしょうか。

例えば、既に自治体の現行の条例でアセスを扱っているところは、大体50ヘクタールというところが多いのですが。

○事務局（武田課長補佐） 資料4-6参考資料を見ていただきたいのですが、法の第1種と道の条例の第1種というのは規模を同じくしており、同じものに該当するのでしたら、法が優先されます。ただし、法は、国の許認可に係る事業に限られますので、同じ規模でも法の対象外となるものは条例で拾い、第2種事業については、国は、第1種事業を0.75としていますが、道は0.5として、国の第2種事業より低い規模から拾っていきます。土地の改変に関するような対象でいきますと、国は、第1種が100ヘクタール、第2種は75ヘクタール以上としているところを、道の第2種事業では、50ヘクタール以上からを対象として判定を行うなど、すみ分けをしているところです。

○白木委員 それについては分かりましたが、だからといって、4万キロワット以上でいいのかということに関しては、もう少し検討しないといけないのではないかと思います。ほかの地域で50ヘクタールとしているバックグラウンドについては、まだ調べていないのですが、この規模要件については、もう少し具体的な影響の出方も踏まえた上で、慎重に検討する必要があるのではないかと私は考えるのですが、その検討自体は可能なのですか。

○事務局（武田課長補佐） 道内の太陽光発電事業の実態などをいろいろ検討した上で、今のところ、著しい影響が確認されていないこと、そして、先ほど説明したように、50ヘクタールというのを想定して、この出力規模を設定しているところです。

ですから、白木委員の言うように、50ヘクタール以上という基準は設けておりませんが、二種事業の出力規模は、今のところ、土地の改変を行う面積が50ヘクタール以上と

なることを想定しているということです。

○白木委員 私が言ったのは第1種以上のほうになります。

著しい影響は出ていないとおっしゃっていましたが、影響があったかどうかということは、多分、誰もきちんと検証していないと思います。アセスもないですし、例えば、事前と事後できちんとした評価をしているわけではないので、影響があるともないとも言えないと思います。実際に全体を伐採して太陽光をつくっているような場所もありますが、そこは必ずしも4万キロワット以上とは限りません。

また、先ほど意見も出ていましたが、その場所がどういった環境にあるかということも踏まえて、規模要件については、もう少し具体的な事例を基に検討していったらいいかなと思います。

○竹花環境計画担当課長 ご意見をありがとうございます。

白木委員のおっしゃるとおり、確かに規模が小さいものであっても影響があるのではないかという懸念はあると思います。ただ、大前提といたしまして、条例で定めている事業については、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものということで、第1種事業については、既存の事業を見ても分かりますとおり、法の第1種事業の規模と同等として条例でも規定しております。第2種事業については、先ほど説明しているとおり、第1種事業の規模の0.5としております。

今回の太陽光発電事業に係る検討については、確かにおっしゃられる懸念はあるものの、今のご意見を踏まえるとすれば、条例そのものの在り方について検討していかなければならないということにもなりかねますので、さらにもっと詳細な調査を行った上で、今後、そういったところのご意見を踏まえて検討していくことになろうかと思えます。

今回は、太陽光発電事業の追加ということで、これまでどおりの規定の中で位置づけていきたいと事務局では考えているところでございます。

○白木委員 結論としては、ここの考え方にある規模要件については、今後の検討対象にならないということでしょうか。

○竹花環境計画担当課長

今回の考え方につきましては、今のところ他の事業種と同等の規模として設定することが適当だと事務局では考えているところでございます。

○白木委員 考えられていて、それは今後の審議会での検討対象ではないということが決まっているということですか。

○山下会長 ここで議論するので、決まってはいません。

○竹花環境計画担当課長 それらを含め議論をしていただくことになります。

○白木委員 検討自体は大丈夫だということによろしいですか。

○山下会長 白木委員に質問です。

まず、規模要件について、出力を基準にするのですか。それとも面積を基準にするのですか。それとも両方ですか。

○白木委員 それについては、今、資料を見ただけだと、分からないのです。何が最もいいのかというのはなかなか難しいと思うので、私自身、もう少し考えたいと思います。

○山下会長 先ほど武田さんより説明がありましたように、面積とは、実質の太陽光発電のパネルの面積ではありません。ですから、パネルの面積を基準にするとすると、それ自身をどこかに届け出るとい仕組みがそもそもないのではないですか。ですから、今の制度では、例えば、広いゴルフ場の一角でしか太陽光発電をしていないのだけれども、ここで言う面積になりますと、ゴルフ場全体がその面積になってしまうのです。なので、おっしゃることは分かりますが、パネル自身の面積を基準にするのは、今の実務上、難しいのではないかなと私は思います。

また、もう一つ、より小さい規模についても対象とすべきだというご意見はよく分かります。ただ、北海道の場合は、第1種事業に0.5を掛けたものを第2種事業の規模にするというルールを取っていますので、もし小さい事業にするとすると、掛ける0.5という基準を外してしまうのですか。そもそも第1種事業というのを小さい規模にしてしまわないと、小さい規模のものを対象にできないですね。だから、私は、その辺りの整合性を整理するのは難しいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○白木委員 私の表現がよくないのかもしれませんが。

出力がいいか面積がいいかというのは、今のお話を聞くと、出力のほうでやる必要があるのかもしれませんが、私自身、まだきちんと何かを精査したわけではないので、よく分かっていません。

ただ、私は、規模要件の話をしていました。それは面積であっても出力であっても、法アクセスで扱えないような小さいものを扱ったほうがいいのではないかと思ったので、その規模について、ここで決められていないのであれば、検討できればいいなということです。

私は、第1種事業のほうを小さくすることによって、第2種事業が掛ける0.5になることに関して何か言ったわけではなく、あくまで第1種事業の4万キロワット以上というのをもう少し下げられないかという意味で意見しました。

○山下会長 例えば、第1種事業の規模を3万キロワットとかに下げるといことですかね。

○白木委員 そういう検討が可能なのかと。

○山下会長 そうすると、掛ける0.5というのは変えなくてもいいわけですね。

○白木委員 私は、面積が50ヘクタールという言い方をしたので、分かりづらかったと思います。あくまで、出力でも面積でもいいのですが、そういったものを第1種事業で下げられないかということです。

○山下会長 ただ、国と道の第1種事業の対象というのは、基本的に同じものとしてずっと扱ってきているので、太陽光事業だけ第1種事業の対象を広げることが果たしてできるかどうかですね。

○**白木委員** 道ではそれができないということが明らかであれば、この要件については、もう変えられないということなので、議論の余地がないということになります。議論の余地がないことを考えてもしょうがないので、私は、これを議論の対象とするか、できないのかということをお伺ったのですが、よろしいでしょうか。

○**事務局（武田課長補佐）** 環境影響評価審議会なので、議論していただくのは全く構いませんが、結論から申しますと、今、山下会長もおっしゃってくださったように、この部分を見直すとなると、ほかの個別の事業ごとに何が大規模な影響なのかを一つずつ検証していくことになり、大変な作業になります。

我々の考えとしては、そういう議論ももちろん可能性としてはありますが、太陽光発電事業は、国で既に法の対象となったこともあり、まずはこれを条例の対象とし、太陽光発電事業の規模要件はどうあるべきかということは、次の機会にまた考えたいという考えであります。

条例の第1種事業を国の第1種事業と必ずしも一致させる必要がないのではないかとこの考えについては、一致させなければならないという決まりがあるわけではありませんが、それを考え直すとなると膨大な時間を要し、一筋縄ではいかないということだけはここで説明させていただきます。

○**白木委員** 分かりました。

要するに、結論として出せないことを議論するのは得策ではないと思ったので、まずはその点について確認したいと思いました。

ありがとうございました。

○**河野委員** 私の心配事をまた聞いていただきたいのですが、ほかの発電所と太陽電池発電所のスケールメリットは同じなのですか。というのは、例えば、風力発電1基を山の中に建てても意味がないですよ。でも、ひょっとしたら太陽電池ならペイするのではないかなど。とすると、虫食いの的にあちこちに建てられると困らないですか。

例えば、国立公園、国定公園には置いたらだめなのですよ。

○**玉田委員** 許認可が下りない。

○**河野委員** ですよ。ただ、それに準ずるようなところに虫食いの的にぼつぼつと置かれることはないのでしょうか。特に、北海道の場合は、そういうことが非常に危惧されるのではないかなと思います。そこは僕には分かりませんが、その辺の家なんかでも太陽電池を置いていますし、土地を改変したら結構簡単に置けそうな気がするので、その辺は考えなくてもいいのかなと思いました。

○**事務局（武田課長補佐）** ご指摘の問題は頭の痛いところでして、近くに接続できる系統があればの話ですが、小規模なものは、実際に札幌近郊でも農地や放置された土地なんかにちよくちよくあります。

発電所事業の定義としましては、柵で囲まれた一連の土地であるとか、出力の系統連系のポイントが一つになることが条件なもので、各地にちよこちよこことあっても、それが一

連の事業とみなされれば、一つの発電所事業ということになります。ただ、系統連系も管理も全く別のものが散在するとなれば、正直、その一つ一つを環境影響が著しい事業とまでは言えないので、アセスの対象とはならないという問題点は確かに存在すると思っています。

○**山下会長** 関係してなのですが、電気事業法の許可の対象になる太陽光発電所の規模は、今、どういうふうになっているのですか。結局、小規模のものはいろんな問題を起こしていますが、風力発電も一緒に、アセス制度というのは、電気事業法なりの許認可と結びつけてチェックしていくわけですね。ですから、許認可の対象にならないものをアセスの対象にするというのは、制度上、非常に問題があるので、難しいのではないかなという気がします。それは風力発電でも一緒ですね。小型の風力発電は対象にできないですね。

○**事務局（武田課長補佐）** 条例ですので、必ずしも電気事業法の縛りはかかりません。

また、電気事業法の対象となる規模を思い出せないのですが、かなり小さなものから対象となります。届出が非常に簡便だったりしますが、いずれにしても、売電目的で設置するものは、電気事業法の届出の対象になっています。風力発電も小型風力はいかにすべきかという議論は当然ありますが、やはりここでは大規模な環境影響を及ぼす範囲と対象がどこかということにくりを決めるしかないかなと思います。

○**秋元委員** 第1種事業と第2種事業で、それぞれアセスメントに課せられる要件が違ってくるのでしょうか。どんな違いがあるのか教えていただければと思います。

○**事務局（武田課長補佐）**

第1種事業は、簡単に言ってしまうと、規模要件に達したら自動的にアセスメントの対象となります。第2種事業は、事業の内容や立地環境など、例えば、そこに重要な自然環境のまとまりの場があるとか、法的に保護された自然保護区があるとか、人の生活に特に影響を及ぼすような条件であるとか、そういうものを判断した上で、環境アセスメントの手続に入るかどうかの判定を行うものとなります。

○**玉田委員** 山下会長が言ったとおり、電気事業法との関係は整理しなければいけないなと思うので、調べてください。

また、発電容量なのか面積なのかの問題ですが、資料4-6で出てくる5の発電所の上の原子力から始まって最後の風力までの間の少なくとも火力のところまでは、恐らく、国なり大手の電力会社に関わるものなので、アセスとしても今までそんなに案件がないし、この程度の発電規模でこんなものだというのが何となく分かります。地熱はちょっと微妙ですが、太陽光と風力に関して、特に、風力は、今まで散々やっているように、大手ではなく、いろんなどころが参入してきていて、今、案件が物すごく増えてきている状況です。

でも、発電事業だから、1万キロワットという基準をつくって、流れとしては、小規模なものから大型の風車をという流れですね。

また、太陽光発電に関して言うと、同じ発電事業だから、これもキロワットでいいので

はないかと何となくこういう整理をしてしまうと、こういう流れなのですが、実際に何が問題なのかというと、やっぱり面積の問題で、面積的にどのくらいのものができるかということのほうが問題になってくると感じます。

この発電事業以外のものを見ると、例えば、下のほうの土地区画整理事業より下のものは、全部、面積要件、あるいは、その上の河川のダムのあたりは全部100ヘクタールで、面積要件でくくられています。この100ヘクタールと発電の問題がどうなのかというのを資料4-4で見ると、4万キロワット以下のものでも100ヘクタール以上のものかなり出てきます。そうすると、土地区画整理事業とかほかの100ヘクタール以上のものは審議しているのに、太陽光発電は100ヘクタール以上であっても、キロワットが4万キロワットに満たないから審議しないということがこれからも出てくる可能性があるわけですね。でも、アセスのほうから見て、開発面積ということで考えれば、整合性は取れていないということになってくるのではないのかなというふうに僕はこの資料を見て読みました。

国の法律と条例との整合性というのはもちろん関係してくるので、それも整理していかなければいけないし、道としてどういう立場なのかということも考えなければいけないだろうけれども、多分、環境的に問題になるのは、面積なのではないのかなと思います。

それから、先ほど河野委員が指摘したように、虫食い状にぼつぼつとしたものがあちこちで出てくるだろうという問題が心配されます。

もうちょっと具体的なことを言うと、森を切り開いて太陽電池を設置するのは、かなり大規模でお金もかかるし、木も切らなければいけないし、問題があります。そして、これから出てくる問題としては、いわゆる草原や休耕地などに太陽光発電がどんどんできてくるのではないのかなと思っています。

草原だと、いわゆる草原性鳥類や草原性の植物が問題になりますし、湿地であれば、立地条件が悪く、足場の問題が出てくるので、乾いたところよりは設置しにくいでしょう。草原だと、鳥で言えば、チュウヒですとかアカモズ、小鳥だったら、もしかしたら太陽光発電をうまくよけて繁殖するかもしれないので、そんなに大きな問題はないのかもしれませんが。これは分かりませんが、チュウヒなどの中型の猛禽類だったら、太陽光発電なんかできてしまうと営巣を放棄してしまう可能性が考えられます。そういうことをアセスの中で評価して、配慮してくださいというふうに持っていく必要があるのではないかと。これから出てくるものをある程度想定できると思うので、何を審議し、どういうふうに誘導していかなければいけないかということを考えないといけないかと思っています。

この要件、それから、白木委員が指摘したとおり、第1種事業のそもそも4万キロワットでいいのかということも含め、何をこれから北海道の環境として守っていかなければいけないのかなということを考えながら審議していかないといけないのではないかなと思います。

○**澁谷委員** まず、国の議論で、100ヘクタールと4万キロワットが大体対応するので

はないかということだったのですが、北海道の既存のものを見ると、その対応関係が余り良くないというか、ばらつきが非常に多いように説明があったように思うのですけれども、設置の仕方が違うのだらうなという気がします。そういうこと言い出すと何も議論できなくなってしまうのですが、反射光と土砂の流出は、要は、土地の保護という問題で、反射光は、多分、パネルの数とかで決まってしまうので、多分、出力規模になるのだらうと。ただ、土地の保護ということで考えると、シャドウも関係ありますけれども、面積だと思ふのです。

なので、面積と出力規模の対応関係が非常に良ければ、確かに出力規模で決めてもいいのですが、その対応関係が余りよろしくないですし、土地の保護ということを考えるのなら、やっぱり面積が当然重要だと思いますので、出力規模と面積とを併記するような形がやはりいいのかなと思います。

個人的な感覚でいうと、森林は、今、皆伐できる面積が20ヘクタールまでなのです。100ヘクタールというとその5倍ですから、私なんかは100ヘクタールとはすごいなという感じがしていますが、やはりどこに設定するか決めていかなければいけないので、100ヘクタールは非常に大きいなと個人的に思います。

やっぱり最初の問題は反射と土地だということから物事を組み立てていって、あとはデータを使いながら、データの精度が悪いのだったら併記するとか、そういう考え方が適切なのかなと個人的には思います。

今はいろんな議論をしていい段階なのだらうと思いますので、個人の意見です。

○山下会長 関係するのですが、資料4-5の全国のデータを見ますと、面積のみを規模要件にしているところが33自治体あります。事務局は、お手数かもしれませんが、面積を規模要件とする場合に、先ほど事務局なり私が危惧したような実際のパネルの面積と全体の改変地域をうまく調整するような仕組みなり工夫がされているのか調べてもらいたいと思います。

私は先ほど出力派で議論しましたが、仮に面積を基準にするとなると、先ほど白木委員が言われていたように、国のことを余り考えずに、もう少し小規模なものも対象にできるということになりますよね。委員の方のご意見を伺うと、面積派もそこそこいるような感じなので、今日の段階でそこを絞ってしまうのはどうかなという気がします。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

面積を基準としている県の状況をもう少し詳しく調べてみます。今まで面的開発事業として扱っていた条例に、そのまま太陽光を載せたところが多いように思いますが、そういうところは実際に開発する面積と区切っているのかもしれませんが。調べてみます。

また、澁谷委員から指摘のあった併記ができないかということについてです。

我々もそのパターンを検討したところですが、我々の整理の中では、例えば、第1種事業が4万キロワット以上もしくは100ヘクタール以上としますと、法案件とそごが出てくる場合があります。

例えば、法では4万キロワットをやや下回るけれども、道条例の100ヘクタール以上に引かかる案件の場合、法では第2種事業としてアセスが必要かどうかを個別に判定するものですが、

法でアセスを要しないとなった場合であっても、自動的に道条例の第1種事業の対象になってアセスを行うことになるなど、事業者が混乱する事態が生じる可能性があるので、事務局としても悩んだところでは。

○河野委員 併記の問題についてですが、例えば、こういう希少種がいる場所では何ヘクタール、もしくは、何キロワット以上というふうに、場所によって条件づけは可能なのですか。

○事務局（武田課長補佐） それを条例の条文で明らかにするのは非常に難しい問題だと思います。そこは安全側に立って、第1種事業は有無を言わずアセスでちゃんと予測、評価を行う、第2種事業の場合は、今おっしゃられたような案件も加味して、アセスを要するかどうか判定しますので、そちらでカバーするという考えでおります。

○河野委員 確認です。

出力で決めるというのは、反射光に何しても、入力する光エネルギーと面積は比例するということが基本で建っているということだと思います。ただ、先ほどの資料に出てくるのは、囲んでいる面積が大きくなったり小さくなったりする可能性もあって、だから粗密がそこで出てくるのだという話なのだと思います。そこにすごく難しいところがあるということだと思います。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○河野委員 分かりました。

○玉田委員 関連するものとして、農地に太陽光発電をつくる場合は、多分、農政関係の諸々の法律が関係してきます。工業団地もそうですが、今、建っているところ、これから建ちそうなところは幾つか想定できると思います。それに関して、きっちり調べなくてもいいので、今度の審議会のときに、どんな法令がどういう基準でやっているか、方向性を考えるための材料を用意してもらえませんか。

○事務局（武田課長補佐） 今すぐ思いつくのは農地と林地くらいなのですが、太陽光発電等の窓口となっている経済部とも相談して、どこまで整理できるか調べてみたいと思います。

○高橋委員 事業規模の小さいものの考え方についてです。

今、風力等々では、法や条例があって、条件を満たさないものについては、先ほどの稚内のものもありましたけれども、各自治体のほうでガイドラインのようなものを、これは石狩市にもあって、完全な形でのアセスではないのですが、拾うような形になっていると思うのです。それと同じような考えで、この太陽光についても法や条例があって、その下に、例えば、各自治体で小さいものもちゃんと拾ってくださいよというような働きかけをするという流れにはなるのですか。

○事務局（武田課長補佐） 参考情報として、まず、条例やガイドラインを持っている市町村もあります。非常にユニークなのは、条例で地域への説明を義務づけ、それに違反するとFITの認定が得られないという取組を行っているところもあります。

それから、法の改正においても小規模事業をどうするかというのはやはり議論になりまして、環境省は、太陽光発電事業に対するアセス以下の事業に対するガイドラインを作って、広く公表し、事業者に自主的な取組を求めているところです。

○高橋委員 道として、例えば、そういったものを各市町村に対して働きかけるということはあるのですか。

○事務局（武田課長補佐） 今のところは、国のガイドラインを市町村に配って、窓口で相談を受けたときに、これを活用し、環境影響の回避、低減を図っていただくよう働きかけてくださいという取組をしているところです。

○山下会長 そうしましたら、今のご意見を伺っていると、まず、太陽光発電事業について条例の対象にすること自体は異論がないようですので、対象にするという方針でいきたいと思います。

問題は規模要件のところ、やはり面積にするのか出力にするのか、あるいは、両方使うのか、面積にする場合はどういうふうに面積を決めていくのかというのは、国の基準と別に立てないといけませんので、次回、そのあたりについて議論をすることにします。

事務局には、いろいろお話がありました宿題を用意していただくということで、よろしいですか。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○山下会長 次回でまとまるかどうか私は自信がありませんが、とりあえず、これ以上議論しても難しいかなと思います。

どうもありがとうございました。

時間を大幅に超過しておりまして、すみません。

それでは、議事（４）については、とりあえず継続審議ということにさせていただきます。

では、最後ですが、非公開審議について確認したいと思います。

非公開審議について、ご意見やご質問がある委員はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、今日は非公開審議のご要望がないということですので、以上で本日の議事は終了したいと思います。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

#### ４．閉 会

○事務局（武田課長補佐） では、本日は、長時間にわたり、４件の議事についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の審議会は、令和2年度第4回の審議会となりますが、7月28日火曜日の13時30分から、ここと同じ第2水産ビルの3階、3S会議室で開催する予定です。

詳細が決まりましたら改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了といたします。

長時間、お疲れさまでした。

以 上